

平成21年 3月13日

各 位

本 社 所 在 地 東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 9 番地  
会 社 名 株式会社 テラネット  
代 表 者 代表取締役社長 岡田 圭治  
コ ー ド 番 号 2140 札幌証券取引所 アンビシャス  
問 合 せ 先 管理部長 岡久 勉  
電 話 番 号 011-876-9544  
U R L <http://www.terranez.com>

**(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について**

当社は、平成21年 3月10日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、内容に追加及び一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

**【開示事項の訂正箇所】**

1. 定款変更の追加及び訂正箇所（網掛けは、追加及び訂正箇所であります。下線\_\_は定款の変更箇所です。）

(訂正前)

現行定款	変更案
第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び、 <u>新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
第 10 条 ~ 第 48 条（記載省略）	第 9 条 ~ 第 47 条（条数を繰上げ）

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第13条(記載省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第48条(記載省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第12条(条数を繰上げ)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第14条～第47条(条数を繰上げ)</p>

以上